

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則案」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則案」に対して提出された御意見及び総務省の考え方

提出された御意見	総務省の考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
<p>(全文) 不適切な支出が確認された独立行政法人等には厳格に対処すべきだと思います。無実の人の情報は保護し不適切な支出に関わった者は保護する必要は無いと思います。 【個人】</p>	<p>御意見として承ります。 なお、本規則案は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 549 号）の規定に基づき、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義の一部を定めるものです。</p>	無
<p>(要旨) 「政策の提案」として以下の提案が寄せられた。 第 1 章 社会構造が古い為に新しく向上できる概略内容の案 第 2 章 教育内容の改正による具体案 第 3 章 女性社会進出内容の改正による具体案 第 4 章 外国人の移民及び難民の改正による具体案 第 5 章 生活水準の基準値詳細案 【個人】</p>	<p>本規則案に対する具体的な御意見の趣旨は明らかではありませんが、本規則案は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 549 号）の規定に基づき、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義の一部を定めるものです。</p>	無

○提出意見数：2 件（提出意見数は、意見提出者数としています。）